

## 算定基準及び解釈通知の抜粋（ADL維持等加算）

基準	解釈通知								
<p>注12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ ADL維持等加算(Ⅰ) 30単位 ロ ADL維持等加算(Ⅱ) 60単位</p>	<p>① ADL維持等加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について イ ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Indexを用いて行うものとする。 ロ 大臣基準告示第16号の2イ(2)における厚生労働省へのADL値の提出は、LIFEを用いて行うこととする。 ハ 大臣基準告示第16号の2イ(3)及びロ(2)におけるADL利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄の評価対象利用開始月に測定したADL値に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値とする。</p> <p>(1) 2以外の者</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>ADL値が0以上 25 以下 1</td></tr> <tr><td>ADL値が 30 以上 50 以下 1</td></tr> <tr><td>ADL値が 55 以上 75 以下 2</td></tr> <tr><td>ADL値が 80 以上 100 以下 3</td></tr> </table> <p>(2) 評価対象利用開始月において、初回の要介護認定(法第27条第1項に規定する要介護認定をいう。)があった月から起算して12月以内である者</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>ADL値が0以上 25 以下 0</td></tr> <tr><td>ADL値が 30 以上 50 以下 0</td></tr> <tr><td>ADL値が 55 以上 75 以下 1</td></tr> <tr><td>ADL値が 80 以上 100 以下 2</td></tr> </table> <p>ニ ハにおいてADL利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ADL利得の多い順に、上位100分の10に相当する利用者(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)及び下位100分の10に相当する利用者(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を除く利用者(以下「評価対象利用者」という。)とする。</p> <p>ホ 他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者については、リハビリテーションを提供している当該他の施設や事業所と連携してサービスを実施している場合に限り、ADL利得の評価対象利用者を含めるものとする。</p> <p>ヘ 令和3年度については、評価対象期間において次のaからcまでの要件を満たしている場合に、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月(令和3年4月1日までに指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注12に掲げる基準(以下この①において「基準」という。)に適合しているものとして都道府県知事に届出を行う場合にあっては、令和3年度内)に限り、ADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定できることとする。</p> <p>a 大臣基準告示第16号の2イ(1)、(2)及び(3)並びにロ(2)の基準(イ(2)については、厚生労働省への提出を除く。)を満たすことを示す書類を保存していること。</p>	ADL値が0以上 25 以下 1	ADL値が 30 以上 50 以下 1	ADL値が 55 以上 75 以下 2	ADL値が 80 以上 100 以下 3	ADL値が0以上 25 以下 0	ADL値が 30 以上 50 以下 0	ADL値が 55 以上 75 以下 1	ADL値が 80 以上 100 以下 2
ADL値が0以上 25 以下 1									
ADL値が 30 以上 50 以下 1									
ADL値が 55 以上 75 以下 2									
ADL値が 80 以上 100 以下 3									
ADL値が0以上 25 以下 0									
ADL値が 30 以上 50 以下 0									
ADL値が 55 以上 75 以下 1									
ADL値が 80 以上 100 以下 2									
<p><b>※厚生労働大臣が定める基準</b></p> <p>十六の二 通所介護費におけるADL維持等加算の基準 イ ADL維持等加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 評価対象者(当該事業所又は当該施設の利用期間(②において「評価対象利用期間」という。)が六月を超える者をいう。以下この号において同じ。)の総数が十人以上であること。</p> <p>(2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月(以下「評価対象利用開始月」という。)と、当該月の翌月から起算して六月目(六月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月)においてADLを評価し、その評価に基づく値(以下この号において「ADL値」という。)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。</p> <p>(3) 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して六月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値(以下「ADL利得」という。)の平均値が一以上であること。</p> <p>ロ ADL維持等加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)及び(2)の基準に適合するものであること。 (2) 評価対象者のADL利得の平均値が二以上であること。</p>									

## 算定基準及び解釈通知の抜粋（ADL維持等加算）

<p>※厚生労働大臣が定める期間</p> <p>十五の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注12の厚生労働大臣が定める期間</p> <p>イ ADL維持等加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)における期間 算定を開始する月の初日の属する年の前年の同月から十二月後までの期間</p> <p>ロ ADL維持等加算(Ⅲ)における期間 算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十二月までの期間</p>	<p>b 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。</p> <p>c ADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFEを用いてADL利得に係る基準を満たすことを確認すること。</p> <p>ト 令和3年度の評価対象期間は、加算の算定を開始する月の前年の同月から12月後までの1年間とする。ただし、令和3年4月1日までに算定基準に適合しているものとして都道府県知事に届出を行う場合については、次のいずれかの期間を評価対象期間とすることができる。</p> <p>a 令和2年4月から令和3年3月までの期間</p> <p>b 令和2年1月から令和2年12月までの期間</p> <p>チ 令和4年度以降に加算を算定する場合であって、加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ている場合には、届出の日から12月後までの期間を評価対象期間とする。</p> <p>② ADL維持等加算(Ⅲ)について</p> <p>イ 令和3年3月31日において現に、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算に係る届け出を行っている事業所であって、(12)①に係る届け出を行っていないものは、令和5年3月31日までの間はADL維持等加算(Ⅲ)を算定することができる。この場合の算定要件等は、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算(Ⅰ)の要件によるものとする。</p> <p>ロ ADL維持等加算(Ⅲ)の算定に係る事務処理手続等の詳細については、この通知に定めるもののほか、「ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について(平成30年4月6日老振発第0406第1号、老老発第0406第3号)におけるADL維持等加算(Ⅰ)の事務処理手順等を参考にすること。</p>
---	--

\* 指定通所介護の算定基準の抜粋ですが、指定地域密着型通所介護の場合も同様の考え方となります。